| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 社　　債 | （　） | | | | （　） | ― | |
| リース債務 | （　） | | | | （　） | | |
| | （　） | | | | （　） | | |
| 合　　計 | | | | | （　） | | ― |

【表２】返済（償還）スケジュール

（単位：円）

| | １年超２年以内 | ２年超３年以内 | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|
| 長期借入金 | | | | | |
| 社　　債 | | | | | |
| リース債務 | | | | | |
| | | | | | |
| 合　計 | | | | | |

（記載上の注意）

【表１】について

１　期首又は期末のいずれかに残高がある負債のうち、関係会社等からの長期借入金等について記載すること。

２　関係会社等からの長期借入金等がない場合には、「該当なし」と記載し、当該明細書の記載を省略することができる。

３　「区分」の欄には、長期借入金、社債、リース債務その他「Ⅱ　財産の状況」の「１　貸借対照表」に計上されている負債の科目について記載すること。ただし、「１　貸借対照表」において「その他」として計上されている負債については、その内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。

４　「相手先」の欄には、関係会社等の名称を記載し、内書（括弧書）として親会社、子会社、関連会社又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること（役員又は主要株主等との間で取引が行われ、長期借入金等が存在する場合においても記載すること。）。

５　当期中に増減がない場合には、その旨を脚注して「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄について記載を省略した様式により作成することができる。

６　「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を区分ごとに脚注すること。

７　期末残高のうち、１年以内に返済（償還）が予定されているものがある場合には、「期末残高」の欄にその金額を内書（括弧書）として記載すること。

８　「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を「１　貸借対照表」に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄への記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を脚注すること。

９　重要な長期借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を脚注すること。

10　社債については、銘柄（例：「第〇回物上担保付第〇号社債」）、発行総額及び担保付社債又は無担保付社債の別を脚注すること。ただし、発行している社債が多数ある場合には、同一種類の社債ごとにまとめて記載することができる。また、金額の重要性が乏しい社債については「その他社債」として一括して記載することができる。

11　新株予約権付社債については、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行価額、株式の発行価格、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合、新株予約権の行使期間及び会社法第236条第１項第３号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を脚注すること。

【表２】について

１　関係会社等からの長期借入金、社債及びリース債務（１年以内返済又は償還予定額を除く。）について、貸借対照表日後５年以内における１年ごとの償還又は返済する予定総額並びに貸借対照表日後５年を超えて償還又は返済する予定総額を記載すること。

２　役員又は主要株主等との間で取引が行われ、債務が存在する場合においても記載すること。

②　短期借入金の明細

（単位：円、％）

| 借　入　先 | 期首残高 | 期末残高 | 当期増減額 | 平均利率 |
|---|---|---|---|---|
| （　　） | | | | |
| （　　） | | | | |
| １年以内返済予定の長期借入金 | | | | |
| 合　　計 | | | | |

（記載上の注意）

１　期首又は期末のいずれかに残高がある負債のうち、関係会社等からの短期借入金について記載すること。

２　「借入先」の欄には、関係会社等の名称を記載し、内書（括弧書）として、親会社、子会社、関連会社又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること（役員又は主要株主等との間で取引が行われ、短期借入金が存在する場合においても記載すること。）。

３　関係会社等からの短期借入金がない場合には、「該当なし」と記載し、当該明細書の記載を省略できる。

４　「当期増減額」の欄に仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を脚注すること。

５　重要な関係会社等からの短期借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を脚注すること。